

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月二十五日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第一号

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十一年半田市規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

死体検案料	一件 三、三〇〇円
死体処置料	〃 八、七五〇円
レントゲンデュープ	一枚 五五〇円
往診・訪問看護等交通費	一キロメートルにつき 二〇円
施設利用料	一日につき 五五〇円
CT、MRI等の医用画像データの衣 料情報提供（CD、DVD）	一回 二、七五〇円
カルテ等（医用画像データを除く。） の医療情報提供（CD、DVD）	〃 二、七五〇円
書面若しくは書類の写し又は電磁的 記録に記録された事項を記載した書 面の交付	一枚 一〇円
面談料	一単位（三〇分）ごとに 五、五〇〇円
セカンドオペニオン料	最初の三〇分間 一一、〇〇〇円 以後三〇分増すごとに 五、五〇〇円
リンパ浮腫看護外来ケア・指導料	一回 四、五一〇円
母乳外来受診料	一回 三、三〇〇円
ベビーマッサージ教室受講料	一回 五二〇円
骨盤底筋体操教室受講料	一回 一、六五〇円

を

<p>死体検案料 死体処置料 レントゲンデュープ 往診・訪問看護等交通費 病衣貸出料 施設利用料 CT、MRI等の医用画像データの衣 料情報提供（CD、DVD） カルテ等（医用画像データを除く。） の医療情報提供（CD、DVD） 書面若しくは書類の写し又は電磁的 記録に記録された事項を記載した書 面の交付 面談料 セカンドオピニオン料</p>	<p>一件 三、三〇〇円 " 八、七五〇円 一枚 五五〇円 一キロメートルにつき 二〇円 一日につき 一一〇円 一日につき 五五〇円 一回 二、七五〇円 " 二、七五〇円 一枚 一〇円 一単位（三〇分）ごとに 五、五〇〇円 最初の三〇分間 一一、〇〇〇円 以後三〇分増すごとに 五、五〇〇円 一回 四、五一〇円 一回 三、三〇〇円 一回 五二〇円 一回 一、六五〇円</p>
<p>リンパ浮腫看護外来ケア・指導料 母乳外来受診料 ベビーマッサージ教室受講料 骨盤底筋体操教室受講料</p>	

に改める。

附 則

この規則は、令和六年二月一日から施行する。